令和４年１２月
国税庁個人課税課

令和４年分の確定申告においてご留意いただきたい事項

●住宅を新築等した場合の税額控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

●副収入の申告漏れにご注意ください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

●所得税通達の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

●チャットボットによる税務相談について ・・・・・・・・・・・・・・・４

●令和４年分確定申告の受付期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

●キャッシュレス納付のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

●スマホアプリ納付のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

住宅を新築等した場合の税額控除

【住宅ローン控除】

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>令和3年入居</th><th>令和４・５年入居</th><th>令和６・７年入居</th></tr>
<tr><td rowspan="4">新築住宅
買取再販住宅</td><td>認定長期優良住宅
認定低炭素住宅</td><td>借入限度額：5,000万円
控除率　　：1.0％
控除期間　：10年間</td><td>借入限度額：5,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：13年間</td><td>借入限度額：4,500万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：13年間</td></tr>
<tr><td>ZEH水準省エネ住宅</td><td rowspan="7">借入限度額：4,000万円
控除率　　：1.0％
控除期間　：10年間</td><td>借入限度額：4,500万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：13年間</td><td>借入限度額：3,500万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：13年間</td></tr>
<tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>借入限度額：4,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：13年間</td><td>借入限度額：3,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：13年間</td></tr>
<tr><td>上記以外
（一般住宅）</td><td>借入限度額：3,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：13年間</td><td>借入限度額：2,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：10年間
※　次のいずれかに該当することが要件
・令和５年12月31日以前に建築確認を受けたもの
・令和６年６月30日以前に建築されたもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">既存住宅</td><td>認定長期優良住宅
認定低炭素住宅
ZEH水準省エネ住宅
省エネ基準適合住宅</td><td>借入限度額：3,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：10年間</td><td>借入限度額：3,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：10年間</td></tr>
<tr><td>上記以外
（一般住宅）</td><td>借入限度額：2,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：10年間</td><td>借入限度額：2,000万円
控除率　　：0.7％
控除期間　：10年間</td></tr>
</table>

✓ 住宅の取得等が「（特例）特別特例取得」に該当し、令和４年末までに入居した場合には、上記と異なる特例の適用がある。
✓ 「買取再販住宅」とは、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅をいう。
✓ 「ZEH水準省エネ住宅」とは、大幅な省エネと再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギーの消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。
✓ 令和５年以前に建築確認を受けた新築住宅を取得した所得1,000万円以下の者については、床面積要件を40㎡以上に緩和される。

●**副収入の申告漏れ**にご注意ください。
●雑所得は、「**公的年金等**」・「**業務**」・「**その他**」に区分されます。

●**原稿料**、**講演料**又は**ネットオークション**や**フリーマーケットアプリ**などを利用した**個人取引による所得**

（具体例）

①衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

②自家用車などの貸付けによる所得

③ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得

⇒「**業務**に係る**雑所得**」に該当

令和４年分以後の所得税において、

・前々年の業務に係る収入金額が 300 万円を超える場合、**現金預金取引等関係書類（作成・受領した請求書、領収書その他書類）を保存**する必要があります。

・前々年の業務に係る収入金額が 1,000 万円を超える場合、その年分の**確定申告書に収支内訳書を添付**する必要があります。

●**ビットコイン**をはじめとする**暗号資産の売却等**による所得

⇒「**その他**の**雑所得**」に該当

●**競馬等のギャンブル**から生じた所得

⇒原則、「**一時所得**」に該当

上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20 万円以下**の方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、所得が 20 万円以下であっても確定申告が必要です。

所得税通達の改正について

事業所得と雑所得の区分が従来から難しいという課題があった中、事業所得と雑所得の区分について、分かりやすく明確な基準を示すため、以下のとおり通達を改正しました。

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改　　正　　後	改　　正　　前
（業務に係る雑所得の例示） 35－２　次に掲げるような所得は、事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得に該当する。 ⑴～⑹　省　略 ⑺　営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得 ⑻　省　略 （注）事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。 なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。	（事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するもの） 35－２　次に掲げるような所得は、事業から生じたと認められるものを除き、雑所得に該当する。 ⑴～⑹　同　左 ⑺　不動産の継続的売買による所得 ⑻　同　左

（参考）事業所得と業務に係る雑所得等の区分（イメージ）

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得（注）	概ね業務に係る雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

（注）次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。
① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

その質問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。

スマホでのご利用は
こちらから▼

税務職員ふたば

2023.1.4 Wed. Start
所得税の確定申告

2023.1.30 Mon. Start
消費税の確定申告

▼以下の項目についても公開中

インボイス制度
年末調整（1/31まで公開）

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁　ふたば

国税庁　法人番号7000012050002

チャットボットによる税務相談

○　所得税の確定申告

「医療費控除」や「住宅ローン控除」、「ふるさと納税」など、所得税の確定申告について利用者からの問合せが多い質問のほか、パソコンやスマホで申告書を作成する際の準備や操作に関する質問にも対応しています。

○　消費税の確定申告

消費税の納税義務や課税対象となる取引に関する質問など、初めて課税事業者になった方から特に多い質問を中心に対応しています。

チャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、ＡＩ（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。

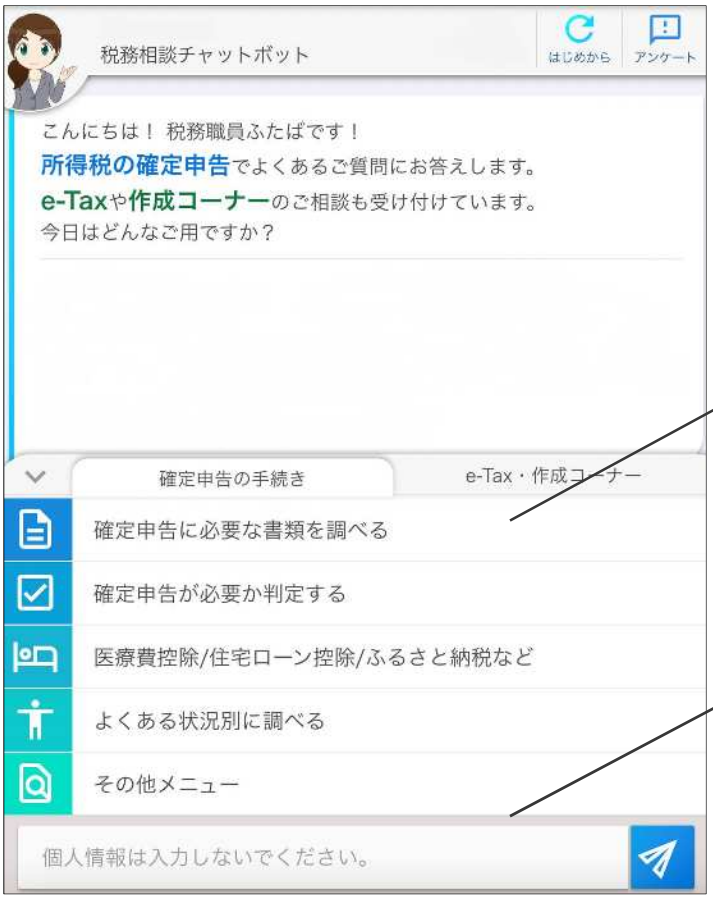

質問のしかたは２通り

１メニューから選択する

２文字で入力する

- ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。
- 既に85%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。
- 還付申告は１月４日から受付しています。

●令和４年分確定申告の受付期間

所得税等	令和５年２月 16 日(木) ～ 令和５年３月 15 日(水)
個人事業者の消費税	令和５年１月４日(水) ～ 令和５年３月 31 日(金)
贈与税	令和５年２月１日(水) ～ 令和５年３月 15 日(水)

（注１）所得税等の**還付申告書**は、**上記の期間前でも**提出することができます。

（注２）署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

（注３）税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。**一部の申告会場**では、**２月19日（日）と２月26日（日）**に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

●令和４年分確定申告に係る納期限・振替日

	納期限	振替日
所得税等	令和５年３月 15 日（水）	令和５年４月 24 日（月）
個人事業者の消費税	令和５年３月 31 日（金）	令和５年４月 27 日（木）
贈与税	令和５年３月 15 日（水）	

（注１）納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

（注２）振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

税金の納付は 簡単・便利な

ダイレクト納付で業務効率化！

ダイレクト納付とは…
国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。

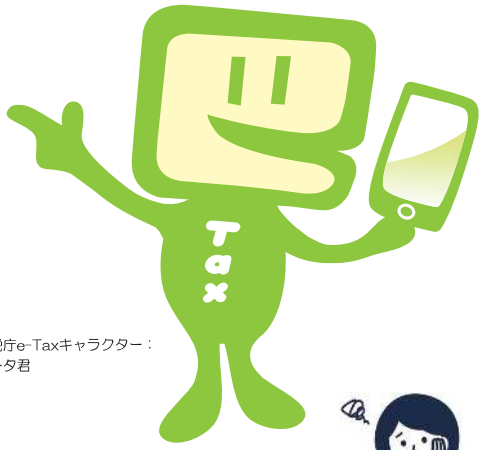

国税庁e-Taxキャラクター：イータ君

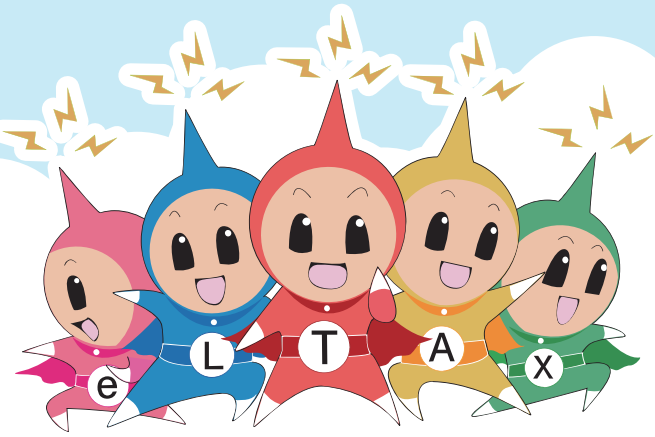

eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE
これまでは…

- 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- 納付する日を指定できれば便利なのに…
- 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…

AFTER
これからは

- オフィスや自宅からPCで納付できます！
- 窓口で待たなくてもいい！
- PCで申告から納税まで一度でできます！
- 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- （地方税の場合）全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！

国税庁　総務省　地方税共同機構 LOCAL TAX AGENCY

具体的な手続きは裏面へ➡

ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること

（e-Tax）利用可能金融機関

- （初めての方は）e-Taxの利用開始手続からスタート！
- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
  個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。

◀詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約１か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること

（eLTAX）共通納税対応金融機関

- （初めての方は）eLTAXホームページのPCdesk（WEB版）から利用開始手続スタート！
- 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！

◀詳細はこちら

※ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PC deskから利用届出を行い、利用者ＩＤを取得してからダウンロードできます。

ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP
「Web-Tax-TV」

手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ　https://www.e-tax.nta.go.jp/

地方税の場合は

1 PCdesk（DL版）などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。

2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する

3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル

手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/

法人番号	

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和　　年　　月　　日提出

税務署長　あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

私（当社）は、国税について、電子納税（ダイレクト方式）を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私（当社）に代わって電子納税（ダイレクト方式）手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関　御中

私（当社）は、国税の納付を電子納税（ダイレクト方式）により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1　指定預貯金口座

住　所 （所在地）	（〒　　－　　）電話　　（　　） （申告納税地）	（金融機関お届け印）
氏　名 （法人名及び代表者氏名）	（フリガナ）	（印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。）
指定金融機関	銀　行・信用金庫 労働金庫・農　協 信用組合・漁　協	本　店・支　店 本　所・支　所 出張所
預金種別	1　普通　2　当座　3　納税準備	口座番号（ゆうちょ銀行以外）
ゆうちょ銀行	記号番号　　－	

2　振替日時：納付情報送付日時
3　利用開始日：ダイレクト方式電子納税（ダイレクト納付）登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

（不備事由）
1　金融機関番号エラー　　4　口座情報不完全
2　整理番号等未登録　　5　その他
3　重複入力　　（　　）

入　力	訂正入力	送　付	登　録

金融機関番号	
整理番号	

約　　定

一　国税庁の電子情報処理組織を使用して私（当社）名義の国税の納付に必要な情報（以下「納付情報」という。）が送付されたときは、私（当社）に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
二　前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
三　指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私（当社）に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
四　この契約は、貴店（組合）が相当の事由により必要と認めた場合には私（当社）に通知されることなく解除されても異議はありません。
五　この契約を解除する場合には、私（当社）から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
六　この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店（組合）の責によるものを除き、貴店（組合）には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

（不備返却事由）
A　印鑑相違　　F　住所相違
B　印鑑不鮮明　　G　支店名相違
C　口座番号相違　　H　その他
D　口座該当なし　　（　　）
E　名義人相違
（備考）

受　付　印	印鑑照合	検　印

（口座識別番号）

（認証番号）

3

国税の 簡単・便利な キャッシュレス納付！

国税ではダイレクト納付以外にも
便利なキャッシュレス納付を
ご用意しています。

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

こんな方におススメ！ 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

- ☑ 申請手続は最初だけ!
- ☑ 初年度以降は自動で引き落とし!
- ☑ オンラインでも申請が可能!

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、
国税庁ホームページをご確認ください。

インターネットバンキング等

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

- ☑ パソコンやスマホから簡単に納付！

※利用可能な金融機関については、
「ペイジー(https://www.pay-easy.jp/)」でご確認ください。

クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払の機能を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付を委託する方法です。

- ☑ 事前手続きは不要！
- ☑ 専用サイトはこちらから ▶
https://kokuzei.noufu.jp/

※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)

スマホアプリ納付

スマホアプリを利用した新しい納付の手段です。

令和４年12月導入開始予定！

詳しい情報は国税庁ホームページに今後掲載しますので、是非ご確認ください！

e-Tax ホームページ https://www.e-tax.nta.go.jp イータックス 検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～ 17 時(土日祝日及び 12 月 29 日～1月3日を除きます。)です。

利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

火曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。） 24時間
月・土・日・休祝日（メンテナンス日を除きます。）８時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

地方税のキャッシュレス納付！

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。

eLTAX ホームページ https://www.eltax.lta.go.jp エルタックス 検索

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせしておりますので、ご覧ください。
ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合せフォームでお問い合せください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和４年９月

国税の納付は

スマホでスマートに

6つのPay払い（○○ペイ）から
納付手続きが行えます！

PayPay　d払い　au PAY
LINE Pay　Pay　amazon pay

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

- ☑ 事前手続き不要！
- ☑ いつでもできる！場所を選ばず どこでもできる！

「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセス！

Pay払い（○○ペイ）を選択し、画面の表示に従って手続き！

留意点

◉　アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い（○○ペイ）へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。

◉　原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。

◉　一度の納付での利用上限金額は30万円です。

※ 利用するPay払い（○○ペイ）で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

◉　領収証書は発行されません。

※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

R4. 11

国税庁

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

スマホアプリ納付の手続きの流れ

1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

◎　e－Tax を利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。

◎　国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

① 決済専用サイトトップ

決済専用サイトが表示されます。
注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

② 支払方法の選択

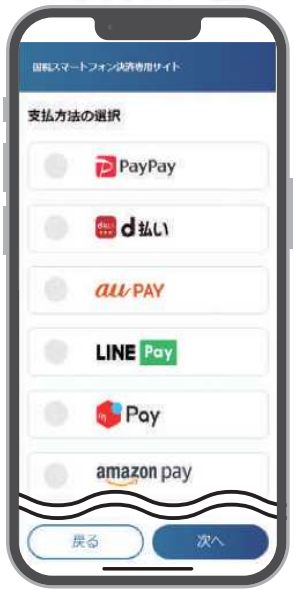

利用する Pay 払い（○○ペイ）を
選択し、「次へ」をタップします。

③ 納付情報（氏名等）の入力

画面の表示に従って、氏名や住所など
を入力し、「次へ」をタップします。

④ 納付情報（税額等）の入力

納付する税目や税額を入力し、
「次へ」をタップします。

⑤ 入力内容の確認、納付

入力した内容を確認し、「納付」をタップします。
※　選択した Pay 払い（○○ペイ）が起動します。

⑥ 完了！

選択した Pay 払い（○○ペイ）でお支払い
後、「納付手続の完了」画面が表示されたら
手続き完了です！

ポイント

◎　e-Tax を利用して申告書等データを送信し、受信通知（納付区分番号通知）からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力された QR コードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。